

第 147 回

各務原市都市計画審議会

議事要旨

日 時:令和 4 年 2 月 7 日(月)午後 2 時～午後 3 時

場 所:各務原市役所 4 階第 3 会議室

出席者：福島会長、川瀬副会長、伊藤委員、松岡委員、平野委員、岡田委員、木野委員、  
各務委員、杉山委員、横山委員、足立委員、鷺見委員  
欠席者：鶴田委員、津田委員、名張委員

**【事務局】**

《1. 開会》

大変お待たせいたしました。本日は、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課 野村 でございます。よろしく願いいたします。まずは、開会に先立ちまして、都市建設部長 中村よりご挨拶申し上げます。部長よろしく願いします。

(都市建設部長 挨拶)

**【事務局】**

ありがとうございました。それでは、これより第147回各務原市都市計画審議会を開会いたします。事前に送付させていただきました次第により、進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日は鶴田委員、名張委員、津田委員につきましては欠席のご連絡をいただいております。よって委員15名のうち、12名の方のご出席をいただいております。各務原市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、定数2分の1以上に達しており、本審議会が成立していることを確認いたします。

《2. 会長挨拶》

**【事務局】**

続きまして、次第2会長挨拶に移りたいと思います。それでは、福島会長、ご挨拶をお願いいたします。

**【福島会長】**

よろしく願いします。先ほど中村部長から紹介がありましたが、本日の審議事項は「各務原市立地適正化計画の策定」と「都市計画学校の変更」の2つの議案でございます。立地適正化計画の策定について、前回の審議会でご覧いただき、皆様から意見を頂いているところでございますので、再度ご確認をさせていただいてより良いものにできればと思っております。本日はよろしく願いします。

### 《3. 審議事項》

#### 【事務局】

ありがとうございました。それでは次第3 審議事項に移りたいと思います。本日の審議案件は、お手元の次第のとおり2件でございます。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料として、本日の議案、次第、席次、委員名簿となっております。また、本日配布させていただきました資料として、特別支援学校の現時点での配置図（案）です。なお、この配置図（案）は現時点では非公開としておりますので、会議終了後、回収させていただきます。

#### 【福島会長】

それでは、まず本日の傍聴希望はありますか。

#### 【事務局】

本審議会につきましては、1名から傍聴したいとの申出がございました。

#### 【福島会長】

委員の皆様にお聞きします。

1名の傍聴を認めることにご異議ございませんか。

#### 【異議なし】

それでは、傍聴人の入場を認めます。

（事務局 傍聴人案内）

傍聴人にご説明申し上げます。審議の際にはお静かに願います。議案の審議終了後は、速やかに退席願います。また、発言をすることはできません。不適當と認めた場合は、退席して頂きます。

#### 【福島会長】

続きまして、あらかじめ議事録の署名者を、せん越ながらこちらから指名させていただきます。足立委員と各務委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

（両委員 了解）

**【福島会長】**

それでは、審議に入りたいと思います。議第1号「各務原市立地適正化計画の策定について」事務局の説明を求めます

**【事務局】**

(議第1号の説明)

**【福島会長】**

ありがとうございます。議第1号についてご意見などがありましたら、どうぞご発言をお願いします。

**【杉山委員】**

2項目ほど説明を省いた箇所があったかと思います。10番、11番。

**【事務局】**

(10番、11番の説明)

**【杉山委員】**

17番。各務原市は居住誘導区域を絞っていると。規制はないので計画倒れにならないようにしっかり進捗管理をしていく必要があると思うという意見ですが、市としてどのように管理していくおつもりですか。

**【事務局】**

概ね5年に1度計画を分析・評価します。国勢調査や都市計画基礎調査を基に分析をして目標値に対する評価を行っていきます。

**【杉山委員】**

16番。P118の数値を以前は73.9%以上でしたが今回82%以上とかなり上げた形で修正された。この根拠はありますか。

**【事務局】**

P7をご覧くださいますと、人口の将来展望の図を示している。グラフの緑線が社人研の推計値。赤線が市の目指す将来人口の目標値。2040年の人口を比較しますと、推計値に対して目標値が約10,000人多く設定している。この約10,000人の割合である7.8%を加味した目標値としております。

**【松岡委員】**

たくさんのお意見があったかと思いますが、意見はどういった方法で収集されたのですか。パブリックコメントですか。

**【事務局】**

前回の都市計画審議会後にパブリックコメントを実施しました。通常ですと2週間程度ですが、新型コロナウイルスの状況もありまして、市から外に出ていくことが難しかったため、その期間を倍の1か月間もうけました。市のホームページはもちろん、各市民サービスセンターにも資料を置いてありますし、今回不動産業者さんも関わってくださいますので、市の窓口に見えた方にパブリックコメントやっていますので、見てくださいと案内をしました。

**【松岡委員】**

専門的な意見もあったものですから、どのような方法で意見を収集したか気になりました。あと数点よろしいですか。

P34に小学校の日常生活圏の話がありますが、ちなみに市街化調整区域にある小学校は5つあると出ていますがどこになりますか。

**【事務局】**

分かりやすく示したページがございましてP67をご覧くださいと、凡例で示す紫色の丸が市街化調整区域の小学校になります。稲羽西、稲羽東、陵南、鶉沼第一、線路に北側の各務小学校になります。

**【松岡委員】**

ありがとうございます。ちなみに中学校で調整区域にある学校はありますか。

**【事務局】**

稲羽中学校のみです。

**【松岡委員】**

学校適正化の計画で市内の小中学校を全て残すという結論の中で、小学校だけでいいのかという疑問があるんですがそのあたりの考え方を教えてください。

**【事務局】**

地域の最小のコミュニティの単位はまず身近にある小学校であるということ。まずその小学校を維持していく方針と整合を図っております。中学校区になりますと、校区が

広くなり小学校区がいくつか集まった形になるため、まず小さな単位の小学校区を維持しましょうということで小学校の日常生活圏を基準に設けました。

**【松岡委員】**

これは意見として、稲羽地区について今日は足立委員もおみえですけれども東西が長い中で2つの小学校の真ん中が空くと、例えば下水道の整備が進んでいる地域が当該地域から外されるなど、そういうことも考えられますので学校を残すという考え方の中で一つ検討していく必要があるのではないかとのご意見としてお伝えさせていただきます。

**【松岡委員】**

もう1点。大型住宅団地の意見の中で、私も10年以上前から少子化とか高齢化とか地域のコミュニティも含めて、県としてもモデルケースをとということで各務原市は前向きに進んでいるんですけども、もう1つ考えて頂きたいのは不動産が非常に硬直化しておりまして、県内の中でも土地価格の下落率が高い地域になると思います。若い方々が団地に移住できるような転居をしてきやすい施策を検討していただきたいと思います。せっかく小学校、中学校も団地内にありますので、今後も維持する方針を考えますとこの計画か、もしくは別の計画でもよいですので盛り込んでいただくとよいと思います。これはご意見としてお伝えします。

**【平野委員】**

居住誘導区域外の方を区域内に誘導していくために、そこに具体的に何をしていくのかが見えてこない。イメージがわからない。当然空き家はいっぱいあるので、その中で区域内にどのように誘導していくのですか。

**【事務局】**

居住誘導区域は計画の中で位置付ける必要があります。他市、岐阜市では居住誘導区域に来る方に対してインセンティブを払ってでも来てくださいとなっています。言い方は悪いですがお金をばらまくような感じですが、各務原市はそういったことは考えていなくて、東西に広がった鉄道駅を中心により利便性を確保して住みやすくしていきましようとしています。今年には新那加駅北側の駅前広場の整備をしていますし、数年後には蘇原駅の駅前広場を整備するなど皆さんが生活する環境をよくして、便利で安全なエリアである居住誘導区域に住宅を検討される際の第一候補としていただきたいと考えています。

**【平野委員】**

都市計画の話なのでこれを言われてもということになるかもしれませんが、農地に新

築するパターンもある。それはこの計画では望んでいない部分であると思うんですが法律間の整合性とか考え方はどうでしょうか。

**【事務局】**

都市計画法の第34条に立地基準がありまして基本的には建築できないことになっていますが、分家住宅や既存宅地ということで線引き前から宅地であった土地については建築できます。そこは法律上、決まっているので止めることはできません。しかし、区域外にある程度まとまった土地利用、1000㎡以上や3戸以上の住宅を建築する場合は届出対象となり市で把握できます。農地1つに建築するという部分については制度上弱い部分があります。

**【杉山委員】**

P69に市民公園リニューアル事業等が記載されている。特別支援学校や新総合体育館の土地利用もある中で、この立地適正化計画の中で盛り込むことは必要ないですか。

**【事務局】**

特別支援学校や新総合体育館はそれぞれの計画の中で整備を進めていくことになり、連携はしていません。

**【杉山委員】**

そういった施設が近くにできれば魅力的になると思いますが。

**【事務局】**

今のところ記載はしていません。

**【杉山委員】**

P2のイメージ図ですが、これ川島地区はイメージできないと思いますが。

**【事務局】**

市のイメージですが、あくまでイメージですのでここで正確に図示するようなことはしていません。前回までは国交省が制度を示すイメージ図であったため、それを少し各務原市のイメージ図に修正しています。

**【福島会長】**

これについては私の方で事務局と協議をさせて頂きましたが、これはあくまで制度の説明ですので、ここで各務原市そのものをイメージしてしまうとここで結論ありきにな

ってしまうのでそれは避けた方がよろしいと思います。各務原市の方がイメージしやすいような感じで単純化させて、制度だけが伝わってくる。そういったものにさせて頂いたということです。

**【福島会長】**

立地適正化計画は、緩やかに誘導していくという市としてのビジョンを示していく。また居住誘導区域や都市機能誘導区域を指定しておかないと今後国の補助金もつきにくくなってしまうこともあります。高齢化も進んでいきますし風水害等のリスクもございますので、長期的な人口減少の元でできるだけ安心安全に暮らせるような区域に長期的に緩やかに誘導していく、それが趣旨になります。これができたからと言って何かがすぐ変わってしまうということではなく、居住誘導区域外に対しても市はしっかり責任をもって住み続けられるまちをつくっていくということです。

**【福島会長】**

皆様からの意見をおききして案に対する反対はなかったと思います。それでは、本審議会に意見の求めがありました議第1号について、原案どおり異存ないと認めてよろしいでしょうか。

**【異議なし】**

ご異議ないようですので、議第1号につきまして、原案どおり異存ないと、回答します。

次の審議に入りたいと思います。

議第2号「各務原都市計画学校の変更について」事務局の説明を求めます。

**【事務局】**

(議第2号の説明)

**【福島会長】**

ありがとうございます。それでは、議第2号「各務原都市計画学校の変更について」、ご意見・ご質問ございませんか。

**【松岡委員】**

昨年都市計画決定した小中学校は、地域コミュニティの中心施設、防災の拠点等で指定をしていて、今回の特別支援学校については将来にわたって特別支援教育を支えるまちづくりを推進するために指定をするということで小中学校とは目的が違うというこ



とでしょうか。

**【事務局】**

教育施設整備推進室の担当からお答えします。前年度に策定をしました特別支援学校建設基本構想・基本計画の中で特別支援学校の建設に向けた基本理念と基本方針が定められております。その中で従来からある小学校中学校と同じように地域の皆様とのつながり、開かれた学校という形で、特別支援学校と小中学校の児童生徒同士が日常的に関わり合い、地域とのつながりを深め、相互理解を深める開かれた学校を整備するという方針をうたっております。従いまして、この特別支援学校も、今まである小中学校と同じように地域の皆様と深く関わり合って、小中学校に通っている児童生徒と特別支援学校に通う児童生徒がともに学ぶ環境の整備をするものです。

**【松岡委員】**

災害の拠点という観点で受け入れるということによろしいですか。

**【事務局】**

災害時におきましても今回の特別支援学校は、重い病弱、人工呼吸器をつけた児童生徒を受け入れる体制でいますので、そういった面からしますと福祉避難所的な市民の皆様に安心安全を与えるような機能を整備する旨、今基本設計を進めております。

**【松岡委員】**

福祉避難所の指定をしておく必要があるのではないかと思います。一般の方々も避難していいんだということにならないようにしておかないといけないと思います。

**【事務局】**

検討します。

**【松岡委員】**

既存である特別支援学校は都市計画決定されなかったのですか。

**【事務局】**

実は、都市計画学校として小中学校を決定しようと手続きを進めていたときには、新たな特別支援学校の建設、場所は決まっておりましたが、どこかにつくることが明らかでありましたので、最終的に場所が確定した段階で都市計画学校に定めましょうということによって当時決定をしませんでした。

**【杉山委員】**

今松岡委員がおっしゃられた関連で今の特別支援学校の校舎は残っておりますので今後こういった使い方をするかは検討されると思いますが、将来的に都市計画学校に追加される可能性もありますか。

**【事務局】**

その件については今教育委員会でお答えする内容ではないかと思いますが、通常特別支援学校として新たな学校に機能移転をしますので、現在の特別支援学校については市全体で有効的な利用を検討していくことになると思います。

**【福島会長】**

SDGsでも誰一人取り残されない、全ての人に開かれた教育をとの記載があり、特別支援学校の整備は重要です。また、福祉避難所としての機能が果たせれば防災的な観点からも有益な施設になると思います。

それではご意見・ご質問がなければ、議第2号について各務原都市計画の上から適当と認めて、市長に答申してよろしいでしょうか。

**【異議なし】**

ご異議ないようですので、議第2号につきまして、各務原都市計画の上から適当と認めて、市長に答申します。

これをもちまして本日の審議事項は終了しました。傍聴人の方はご退席をお願いします。それでは司会進行を事務局へお返しします。

**【事務局】**

福島会長、皆様、ありがとうございました。次回の都市計画審議会の開催は未定でございますので、決まり次第、改めてご案内をさせていただきます。これをもちまして、第147回各務原市都市計画審議会を閉会いたします。長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。お手元の資料のうち、A3の特別支援学校配置図は机の上に置いて、お帰りくださいますようお願い申し上げます。

ここに本審議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

委員： 足立 孝夫

委員： 各務 英雄